

【新型コロナウイルス】豪州との二重国籍者及び永住者の出国について

2020年4月16日

在ブリスベン総領事館

連邦外務貿易省から、豪州単独国籍者の海外渡航は原則として禁じられていますが、豪州との二重国籍者及び外国籍の永住者は、事前に免除申請し承認される場合には、豪州出国が可能である旨通知がありましたので、お知らせします。

1 豪州に滞在する豪州との二重国籍者又は永住権を所持する外国国籍者は、仮に豪州以外の旅券を使用して出国する場合であっても、内務省の下記サイトから免除申請を行う必要があります。

<https://immi.homeaffairs.gov.au/help-support/departmental-forms/online-forms/covid19-enquiry-form>

2 申請に当たっては、可能な限りの詳細と補足資料を提出する必要があります。例えば、通常は豪州には居住していないことを、就労状況、就学状況、不動産の所有権に関する書類等を提出して示す必要があります。

3 また、申請にあたり、必要に応じて、他の説得力のある理由を明示する必要があります。例えば、海外に住んでいる高齢の両親の世話、他の家族の事情、医療問題など、個人が出国をする必要がある説得力のある理由です。なお、家族関係やその他の理由を証明する裏付けとなる補足資料は、自らの主張を強化するのに役立ちます。

※豪州政府の政策等に関するお問い合わせに関しましては、直接豪州政府の担当機関にお問い合わせください。

(豪州政府コロナウイルス専用サイト) <https://www.australia.gov.au/>

(豪内務省関連サイト) : <https://www.homeaffairs.gov.au/>

(豪保健省関連サイト) : <https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert>

(QLD州保健省関連サイト) : <https://www.health.qld.gov.au/news-events/health-alerts/novel-coronavirus>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane QLD 4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>